

見附市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者の住所の変更に係る届出があったので、同法同条第4項に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月29日

見附市長 稲田 亮

1. 指定納付受託者

株式会社トラストバンク

2. 指定納付受託者の登記住所の変更

【新登記住所】

東京都港区北青山二丁目14番4号

【旧登記住所】

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

3. 変更日

令和8年7月21日